重要事項説明書

Ver 1.2

記入年月日	2025	年	11	月	1	日			
記入者名	グランフォレ	ランフォレスト川崎							
所属・職名	住宅型	:宅型							
取込種別	2 修正								
被災確認事業所番号									

1 事業主体概要

	2 法人								
種類	※法人の場合、その種類	5 営	利法人						
名称	すみりんふい (ふりがな) スミリンフィルケア株式:		かぶしき	がいし	Þ				
法人番号	法人番号有無	1 有							
公八亩 勺	法人番号	102000	1043202						
主たる事務所の所在地	〒 163 - 0927 東京都新宿区西新宿二丁	3 - 0927 宿区西新宿二丁目3番1号 新宿モノリス27階							
	電話番号	03	_	5909	_	8750			
	FAX番号	03	_	3340	-	8120			
· 主始	メールアドレス	-			@) –			
連絡先	ホームページ有無	1 有							
	ホームページアドレス	https:	//	www.fi	e.co.jp				
化 主学	氏名	福永 匡							
代表者	職名	代表取	締役						
設立年月日	2004 年 5		月	6		日			
主な実施事業	※別添1(別に実施する介	護サー	ビス一覧	表)					

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな)	ぐらんふぉオ	いすとか	わさき						
H17	グランフォレスト川崎									
	₹ 210									
所在地	神奈川県川崎市川崎区榎町2-2									
所在地 (建物名等)										
市区町村コード	都道府県	神奈川県	市区町	村	141305	川崎市	त्तं			
	最寄駅		川崎				駅			
主な利用交通手段	交通手段と所要時間		京急「	川崎駅」	徒歩8分	分(約 6	4 0 m	1)		
	電話番号		044	_	244	-	9300			
	FAX番号		044	_	244	_	9304			
連絡先	メールアドレ		-			@	-			
	ホームペーシ	ジ有無 	1 有		1					
	ホームページ	ジアドレス	https:// www.fillcare.co.jp/facilities/kawasaki/							
管理者	氏名		高橋	かおり						
日本工口	職名		ホーム	長						
建物の			2007		年	6	月	29	日	
有料老人ホーム事業の開始日 2			2007		年	7	月	1	目	

(類型) 【表示事項】

類型	3 住宅型				
	介護保険事業者番号				
1又は2に該当す	指定した自治体名				
る場合	事業所の指定日	年	月	1	日
	指定の更新日 (直近)	年	月	1	日

3 建物概要

	敷地面積	404. 4	8		m²						
		2 事業者が賃借する土地の場合									
			賃貸の種別								
			抵当権の有無								
土地	武士則 <i>以</i>										
	所有関係			開始							
			契約期間		年		月		日		
				終了							
					年		月		日		
			契約の自動更新								
	延床面積		全体	1,802.0	0		m²				
	延 /小田領	うち	b、老人ホーム部分	1, 802. 00 m ²							
	耐火構造	1 耐火建築物									
		3 その他の場合									
	المار ۱۱۱۲										
		1 鉄筋コンクリート造									
7-1-1-1-	推准	4 7	その他の場合								
建物	構造										
		2 事	事業者が賃借する建物	J							
		2 事	事業者が賃借する建物	の場合							
			賃貸の種別	1 普遍	通貸借						
			抵当権の有無	2 なし	_						
	所有関係			1 あり)						
				開始							
			契約期間	2007	年	6	月	29	日		
				終了							
				2027	年	6	月	28	日		

		契約の自動更新	1	あり
--	--	---------	---	----

			1 全	全国室	医 (縁背	女者個室	(含む)				
	居室区分		2 村	部屋を	うりの場	易合					
	【表示事項】			最少			0			人部屋	
					最大		0		人音	邻屋	
		ト/	イレ	浴	室	Ī	面積	戸数・室数		区分	
	タイプ 1	1 有	Ī	2 無		16. 13	m²	15	3	介護居室個室	
	タイプ 2	1 有	Ī	2 無	Ę	16.65	m²	25	3	介護居室個室	
居室の状況	タイプ3						m²				
	タイプ 4						m²				
	タイプ 5						m²				
	タイプ 6						m^2				
	タイプ 7						m²				
	タイプ8						m²				
	タイプ 9						m^2				
	タイプ10						m^2				
	共用便所における 便房		3	ヶ所	うち男	男女別の	対応が可	能な便房	3	ケ所	
				7 121	うち車	植子等	の対応が	可能な便房	3	ケ所	
	共用浴室	玄		1 ケ所			2	ケ所			
				7 721	大浴場				1	ケ所	
					チェアー浴					ケ所	
共用施設	共用浴室にま	ミナス			リフト浴				ケ所		
六川旭以	介護浴槽) () (J	1	ケ所	ヶ所 ストレッチャー浴			1	ケ所		
					その他	1				ヶ所	
	A 1/2			. 10							
	食堂		1 あ	5 9							
	入居者や家族 用できる調理	ミが利 関設備	1 \$	あり							
	エレベーター	-	2 b	5り (フ	ストレッ	ッチャー	-対応)				
	消火器		1 b	あり							
	自動火災報知	設備	1 b	あり							
消防用設備	火災通報設備	Ħ	1 B	あり							
等	スプリンクラ	-	1 B	59							
	防火管理者		1 B	59							
	防災計画		1 b	59							

	居室	1 全ての居室あり
	便所	1 全ての便所あり
ALL TO ALL	浴室	1 全ての浴室あり
置等	その他	
その他		

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	老人福祉法及び川崎市有料老人ホーム設置運営指導指 針の内容に沿い、同時に利用者の人格を尊重し、常に 利用者の立場に立ち、必要とされるサービス提供に努 めます。
サービスの提供内容に関する特色	入居者様、家族様の意思を尊重し、医療的ケアだけでなく人間らしさと心のケアに重点を置き、穏やかで安心できる環境を整えています。

入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施
食事の提供	2 委託
洗濯・掃除等の家事の供与	2 委託
健康管理の供与	1 自ら実施
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施
生活相談サービス	1 自ら実施

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護の提供を行っていない場合は省略可能

1 日外体士松加答 (I)	
入居継続支援加算(I)	
入居継続支援加算 (Ⅱ)	
生活機能向上連携加算(I)	
生活機能向上連携加算(Ⅱ)	
個別機能訓練加算 (I)	
個別機能訓練加算 (Ⅱ)	
ADL維持等加算 (I)	
ADL維持等加算 (Ⅱ)	
夜間看護体制加算(I)	
夜間看護体制加算(Ⅱ)	
若年性認知症入居者受入加算	
協力医療機関連携加算 (相談・診療を行う体制を常時確 保している協力医療機関と連携 している場合)	
協力医療機関連携加算 (上記以外の協力医療機関と連携 している場合)	
口腔・栄養スクリーニング加算	
科学的介護推進体制加算	
退院・退所時連携加算	
退居時情報提供加算	
看取り介護加算(I)	
看取り介護加算(Ⅱ)	
認知症専門ケア加算(I)	
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	
高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)	
	入居継続支援加算(Ⅱ) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) 個別機能訓練加算(Ⅱ) ADL維持等加算(Ⅱ) ADL維持等加算(Ⅱ) 在間看護体制加算(Ⅱ) 在間看護体制加算(Ⅱ) 在間看護体制加算(Ⅱ) 若年性認知症入居者受入加算 協相とで療機関連携のを常時確保にている場合) 協力にいる場合 以上記いる場合 以上記いる場合 にで・栄養スクリーニング加算 科学の強力と連携加算 は上ている場合 にで・栄養スクリーニング加算 科学・護推進体制加算 退居時中護加算 目取り介護推進体制加算 退居時中護加算 るい。場所によりのでは、自由によりのでは、自由によりのでは、自由によりのでは、自由によりによりには、自由には、自由によりには、自由によりには、自由によりには、自由には、自由によりには、自由によりには、自由によりには、自由には、自由には、自由によりには、自由には、自由には、自由には、自由には、自由には、自由には、自由には、自由

	新興感染症等施	設療養費		
	生産性向上推進	体制加算(I)		
	生產性向上推進	体制加算(Ⅱ)		
	11 13 - 48 /11, //-	(I)		
	サービス提供体 強化加算	(Ⅱ)		
		(Ⅲ)		
		(I)		
		(II)		
		(III)		
		(IV)		
		(V)(1)		
		(V)(2)		
		(V)(3)		
		(V)(4)		
		(V)(5)		
	介護職員等処遇	改 (V)(6)		
	善加算	(V)(7)		
		(V)(8)		
		(V)(9)		
		(V) (10)		
		(V) (11)		
		(V) (12)		
		(V) (13)		
		(V) (14)		
人員配置が手厚い介護サー	ービス	の担人		
の実施の有無	1 by	の場合 (介護・看護職員	員の配置率)	: 1

(医療連携の内容)

		\circ	救急車の手配					
医療支援		0	入退院の付き	き添い				
		\bigcirc	通院介助					
	逐療支援 ※複数選択可		その他					
		名称		あおき	クリニック			
		住所			『港区芝大門 2 − 9 − 4 E大門Ⅲ 5 階			
	1	診療科目		内科、精神科				
		協力科目		入居者	千の受診、治療、健康相話	炎指導 等		
		協力内容		いて相 時確保 診療の	所の病状の急変時等にお 目談対応を行う体制を常 と の求めがあった場合にお 診療を行う体制を常時確	1 あり		
		名称		医療法	く人社団 黎明会 らり訪問クリニック			
		住所		東京都大田区山王3-27-6 大森ラルタビル4階				
	2	診療科	診療科目					
		協力科目		入居者 健康相	ドの受診、治療、定期健原 目談指導 等	東診断、		

		_	
		協力內容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常り時確保1 あり時確保診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確1 あり
			保 医療法人社団 招福会 川崎七福診療所
		住所	神奈川県川崎市川崎区小田1-1-2 ソルスティス京町ビル4F
		診療科目	内科、循環器科
協力医療機	3	協力科目	入居者の受診、治療、定期健康診断、 健康相談指導 等
関		協力內容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常り時確保1 あり時確保診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確 1 あり保
	4	名称	医療法人社団 葵会 AOI国際病院
		住所	神奈川県川崎市川崎区田町2-9-1
		診療科目	内科、外科
		協力科目	医療提供
		協力內容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常 1 あり時確保 診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確 1 あり
			保

		名称		
		住所		
	F	診療科	∤目	
	5	協力科目		
		肠刀凹谷		入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保 診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保
		2 %	:L	
	新興感染症 発生時にうと 療機関携 連携	1 ありの場合		
			医療機関の 名称	
			医療機関の 住所	
		名称		医療法人社団 藤栄会 日航ビル歯科室
	1	住所		川崎市川崎区日新町1 日航ビル6階
協力歯科医		協力内容		歯科、歯科口腔外科、審美歯科、訪問歯科
療機関		名称		
	2	住所		
		協力内	容	

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

八石板に石			コノ 公正が日元と打りているい物口は自唱引化					
			一時介護室へ移る場合					
入居後に居室	を住み替え	0	介護居室へ移る場合					
る場合	数選択可		その他					
判断基準の内	容	事業者合変2事出の詳細の詳細の	· · · · ·					
手続きの内容		①事業 ②入入 ② ② ② ④ ⑤ う う の の の の の の の の の の の の の の の の の	事業者からの申出による住み替えの場合 ①事業者の指定する医師の意見を聴く ②入居者の意思を確認する ③入居者の身元引受人の意見を聴く ④緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける ⑤住み替え後の居室及び介護等の内容、権利の変動、占有面積の変更に伴う費用負担の増減等について入居者及び身元引受人に説明を行う。 ⑥入居者の同意を得る。 (詳細別紙)					
追加的費用の	有無	2 %	: L					
居室利用権の取扱い		変更な						
前払金償却の	調整の有無	2 ts	:1					
1	面積の増減	1 あ	o b					
1	更所の変更	2 なし						
Ř	俗室の変更	2 なし						
_	先面所の変更	2 なし						
-	台所の変更		:1					
従前の居室								
との仕様の		1 あ	りの場合					

変	その他の変 更	(変更内容)			

(入居に関する要件)

1 尺分布 しかて 立	自立している者	1 あり					
入居対象となる者 【表示事項】	要支援の者	1 あり					
-	要介護の者	1 あり					
留意事項	 ・概ね65歳以上の方 ・身元引受人を1名定めていただきます。身元引受人は、本契約に基づく。 ・入居者の債務について、入居者と連帯して履行の責を負います。また、必要なときには、入居者の身柄を引き取ります。 						
契約解除の内容	1. 入居者は、事業者に対している。	居者からの契約解除 . 入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申入れを行 ことにより、本契約を解約することができます。解約の申入れは事業者 定める解約届を事業者に届け出るものとします。(備考参照)					
事業主体から解約を求め る場合	解約条項解約予告期間	別紙①参照 7月					
 入居者からの解約予告期間		⁶					
/ VII 日 /4 · フ · / / / / / / / / / / / / / / / / /	1 あり	9.71					
	1 ありの場合						
体験入居の内容	(内容)	○体験入居(最長7泊8日、3食付) 1泊13,200円(うち消費税1,200円)○長期体験入居(最長30泊31日、3食付) 1泊16,500円(うち消費税1,500円)					
入居定員	40	人					

その他	

5 職員体制

※ 有料老人ホームの職員について記載すること(同一法人が運営する他の事業所の 職員については記載する必要はありません)。

(職種別の職員数)

		職員数(実人数)	NL Hal Lea foto I NU		
		合計		常勤換算人数 ※1 ※2	
			常勤	非常勤	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
管理者	Í	1	1		
生活相	談員	1	1		
直接处	L遇職員	15	9	6	
	介護職員	14	8	6	
	看護職員	1	1		
機能訓	練指導員	1		1	
計画作	三成担当者				
栄養士	:				
調理員	Į				
事務員	Į	1	1		
その他	1職員	4		4	
1 週間	引のうち、常勤	動の従業者が勤務す	べき時間数 ※2		時間

- ※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において 常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人 数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。
- ※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要

(資格を有している介護職員の人数)

	合計				
		常勤	非常勤		
社会福祉士					
介護福祉士	9	7	2		
実務者研修の修了者	2		2		
初任者研修の修了者	3	1	2		

介護支援専門員		

(資格を有している機能訓練指導員の人数)

	合計					
		常勤	非常勤			
看護師又は准看護師						
理学療法士	1		1			
作業療法士						
言語聴覚士						
柔道整復士						
あん摩マッサージ指圧師						
はり師						
きゅう師						

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間	(17	時	0	分	\sim	9	時	30	分)
		平均人数					最少時人数 (休憩者等を除く)				
看護職員	0				人	0					人
介護職員	2				人	2					人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護 の利用者に対する看護・ 介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)		:の職員配置比率※ <事項】		
)配置比率 、日時点での利用者数:常勤	: 1	
※ 広告、パンフレット等	におけ	る記載内容に合致するもの	を選択	
		ホームの職員数		人
外部サービス利用型特定施設で ある有料老人ホームの介護サー ビス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外 の場合、本欄は省略可能)		訪問介護事業所の名称		
		訪問看護事業所の名称		
		通所介護事業所の名称		

(職員の状況)

		他の職	務との	兼務			1 あり				
				1 あり							
管理者				1 b	っりの場	合					
		業務に係る 資格等			資格等の名称		看護師				
			職員	介護	介護職員 生活相		談員	機能訓練指導員		計画作成担当者	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間	の採用者数			1	1						
前年度1年間	の退職者数			1	1						
応業 じ務	1年未満			6	2					1	
た 職 議 員事	1年以上 3年未満	2		2		1			1	1	
で の 人 数 経	3年以上 5年未満		1	5	3						
験 年 数	5年以上 10年未満										
に	10年以上			1					1		
従業者の健康診断の実施状況			1 b	りり							

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】		1	1 利用権方式				
		3	3 月払い方式				
			4 選択方式の場合、該当する方式を全て選択				
利用料金の支【表示事項】	え払い方式		全額前払い方式				
			一部前払い・一部月払い方式				
			月払い方式				
年齢に応じた	金額設定	2	なし				
要介護状態に帰	芯じた金額設定	2	なし				
入院等による	る不在時にお	1	減額なし				
ける利用料金	ける利用料金 (月払い)		不在期間が○日以上の場合に限り、日割り計算で減額の場合				
の取扱い			不在期間が日以上				
利用料金の	条件	聴心	者物価指数及び人件費、物価の変動を勘案し、運営懇談会にて意見を いた上で行う。				
改定	手続き	運営	対象談会にて意見を聴いた上で行う。				

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

				プラン1		プラン2	
7 昆李	か状況	1	要介護度	要介護3		自立	
八店石	1 474/10	Ľ	年齢	70	歳	60	歳
			床面積	16. 65	m²	16.65	m²
居室の	/14/10		便所	1 有		1 有	
占主い	71/17/L		浴室	2 無		2 無	
			台所	2 無		2 無	
	入居時点で必要な 前払金			円		円	
費用			敷金		円		円
月額費	開の台	十(4		131, 250	円	131, 250	円
	家賃			53, 700	円	53, 700	円
		特定施	設入居者生活介護※1の費用		円		円
	サー	介	食費	34, 650	円	34, 650	円
	ビ	護	管理費	42, 900	円	42, 900	円
		介護費用		円		円	
	費用	外 ※	光熱水費	管理費に含む	円	管理費に含む	円
		2	その他		円	79, 200	円

- ※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。
- ※2 有料老人ホーム事業として受領する費用(訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護 費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない)

(利用料金の算定根拠)

費目	算定根拠
家賃	近傍同種家賃を参照し算出。
敷金	家賃の
介護費用 ※介護保険サービスの自己負担 額は含まない。	

管理費	共用施設等の維持管理費、事務管理部門の人件費・事務費・水光熱費(入居者が居住する居室内及び共用部分)・厨房維持管理費(居室内の電話代、NHK受信料・衛星放送受信料等は別途実費負担)
食費	月額 34,650円(内消費税3,150円) (1日3食で30日の場合) 一日の食事代は朝食347円・昼食347円・夕食461円の計 1,155円(内消費税105円)です。 外泊・入院等で欠食し、前々日までに届出があった場合は、朝食347円・昼食347円・夕食461円を返金させて頂きます。また、ソフト食、ムース食については別途相談の上、食材費(実費)が必要になります。 軽減税率の対象外とします。
光熱水費	管理費に含む
利用者の個別的な選択による サービス利用料	別添 2
その他のサービス利用料	

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額	
特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚 い場合の介護サービス(上乗せサービス)	
※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。	

(前払金の受領) ※前払金を受領していない場合は省略可能

算定根拠			
想定居住期間	引(償却年月数)		ケ月
償却の開始日		入居日	
想定居住期間 て受領する額	引を超えて契約が継続する場合に備え 頁(初期償却額)		円
初期償却率			%
返還金の算	入居後3月以内の契約終了		
返還金の鼻で方法	入居後3月を超えた契約終了		

前払金の保	1 全	全国有料老人 力	マーム協会以外の場合
前払金の保 全先		名称	

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	21	人
1生万1	女性	15	人
	65歳未満	2	人
左松川	65歳以上75歳未満	3	人
年齢別	75歳以上85歳未満	12	人
	85歳以上	19	人
	自立	1	人
	要支援 1	0	人
	要支援 2	0	人
要介護度別	要介護 1	7	人
安川 喪及別	要介護 2	4	人
	要介護 3	9	人
	要介護 4	4	人
	要介護 5	11	人
	6ヶ月未満	8	人
	6ヶ月以上1年未満	5	人
入居期間別	1年以上5年未満	17	人
	5年以上10年未満	5	人
	10年以上15年未満	0	人
	15年以上	1	人

(入居者の属性)

平均年齢	84. 6	歳
入居者数の合計	3	人
入居率※	90	%

※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。

(前年度における退去者の状況)

	2五日07八九/		
	自宅等	0	人
	社会福祉施設	5	人
退居先別の人数	医療機関	0	人
	死亡	16	人
	その他	7	人
		0	人
		(解約事由の例)	
	施設側の申し出		
生前解約の状況	入居者側の申し出	12 (解約事由の例) ・老人保健施設、特別養護老人ホームへの転居 ・法人内他施設へ転居 ・他社他施設への転居(家族自宅の近隣) ・療養型病院への転居(医療依存度高く施設生活不可)	人

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口1											
	窓口の名称電話番号		施設技术一点	担当者 ム長	管理者 高橋						
			044		_	244		-	9300		
	対応している時間	平日	9	時	0	分	\sim	18	時	0	分
		土曜	9	時	0	分	~	18	時	0	分
	日曜・祝日		9	時	0	分	\sim	18	時	0	分
	定休日										

П	2										
	窓口の名称		窓口 本部長	担当責 北	任者 村 謙一						
	電話番号		03		_	5909		-	8750)	
		平日	9	時	15	分	\sim	17	時	30	分
	対応している時間	土曜		時		分	\sim		時		分
		日曜・祝日		時		分	~		時		分
	定休日		土・	日曜日	並びに	法定休日					
П;	3										
	窓口の名称		公益全国	社団法 有料老	人 人ホー	ム協会					
	電話番号		03		_	3548		-	1077	,	
		平日	9	時	0	分	~	17	時	0	分
	対応している時間	土曜		時		分	\sim		時		分
		日曜・祝日		時		分	~		時		分
	定休日										
□	窓口の名称				福祉局 高齢者	事業推進調	<u> </u>				
	電話番号		044		_	200		_	2467	,	
		平日	8	時	30	分	~	17	時	0	分
	対応している時間	土曜		時		分	~		時		分
		日曜・祝日		時		分	~		時		分
	定休日	定休日									
	5										
	窓口の名称										
	電話番号				_			-			
		平日		時		分	~		時		分
	対応している時間	土曜		時		分	~		時		分
		日曜・祝日		時		分	~		時		分
	定休日										
	正 怀日										

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

		50	
		うり 5りの場合	
損害賠償責任保険の加入状況		その内容	(引受会社) 三井住友海上火災保険株式会社 施設賠償責任 (業務上の事故に伴う賠償責 任)
	1 ž	5 19	
	1 å	らりの場合	
介護サービスの提供により賠償すべき 事故が発生したときの対応		その内容	介護サービス等の提供にあたり、事故が発生し、入居者の生命、身体、財産に損害が発生した場合には、速やかに誠実に対応します。但し、地震、戦争、暴動等の天災、人災、あるいは入居者の故意、重大な過失がある場合には賠償額を減ずることがあります。
事故対応及びその予防のための指針	1 ž	5 19	

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

	1 8	あり				
利用者アンケート調査、	1 8	ありの場合				
意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況		実施日	2025/5/18			
		結果の開示	1 あり			
	2 7	まし				
	1 8	ありの場合				
第三者による評価の実施 状況		実施日				
		評価機関名称				
		結果の開示				

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開
管理規程	1 入居希望者に公開
事業収支計画書	3 公開していない
財務諸表の要旨	1 入居希望者に公開

財務諸表の原本	3	公開していない
---------	---	---------

10 その他

	1 あり						
	1 ありの場合						
	(開催頻度)年 2	回					
	2 なしの場合						
運営懇談会							
	1 代替措置ありの場合						
	(内容)						
	高齢者虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	1 あり					
高齢者虐待防止のための	指針の整備	1 あり					
取組の状況	研修の定期的な実施	1 あり					
	担当者の配置	1 あり					
	身体拘束適正化委員会の開催	1 あり					
	指針の整備	1 あり					
	研修の実施	1 あり					
5.4.4.4.古松成山のたみ		2 なし					
身体的拘束等廃止のため の取組の状況		1 ありの場合					
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束 その他の入居者の行動を制限する行為 (身体的拘束等)	身体的拘束 等を行う場 合の態様、 及び時間、 入居者の状 況並びに緊 急やむを得 ない場合の 理由の記録					

	成池片	Eに関する業務継続計画(BC) 1 b	h		
				·		
	災害は	「関する業務継続計画 (BCP)	1 b	ŋ		
業務継続計画の策定状況	従業者	作に対する周知の実施	1 あ	9		
等	定期的	力な研修の実施	1 あ	ŋ		
	定期的	方な訓練の実施	1 あ	ŋ		
	定期的	方な見直し	1 あ	ŋ		
	1 t	o 9				
	1 ž	りの場合				
提携ホームへの移行 【表示事項】		事業会社	運営拠点			
		提携ホーム名				
有料老人ホーム設置時の 老人福祉法第29条第1項 に規定する届出	1 t) b				
高齢者の居住の安定確保 に関する法律第5条第1 項に規定するサービス付 き高齢者向け住宅の登録	2 なし					
	2 %	: L				
	1 ž	りの場合				
有料老人ホーム設置運営 指導指針「5.規模及び		合致しない事項が ある場合の内容				
構造設備」に合致しない事項		(A) 20 00 C (A) 14 (A)				
# [*] X		「6. 既存建築物				
		等の活用の場合等の特例」への適合				
		性				
有料老人ホーム設置運営 指導指針の不適合事項						
1日 土 1日 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11						

|--|

備考

○月額利用料131,250円

管理費: 42,900円 (内消費税3,900円) 食 費: 34,650円 (内消費税3,150円)

家賃相当額: 53,700円(非課税)

○敷 金: 無

○入居準備費用:110,000円(内消費税10,000円)

入居者が医療を要する場合の対応

(入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等)

「涌院

協力医療機関への通院同行は月額使用料に含みます。(自立者の通院介助は実費負担)

[入院]

- ・医師の判断を基本として入居者及びご家族とお話し合いいただき、協力医療機関又は希望する病院に入院となります。
- ・入院期間中は管理費、上乗せ介護費、家賃相当額をお支払いただきます。
- ・入院に係る費用は入居者の負担となります。
- ・協力医療機関への入退院の移送・同行に係る費用は前払金及び月額利用料に含みます。
- ・上乗せ介護費については、入院等による長期不在時のご返金は致しません。

入院中も居室利用権は存続し、 行います。	施設の都合で居室を使用することはありません。	また週1回の清掃を

添付書類:	(別に実施する介護サービス一覧表) (個別選択による介護サービス一覧表)	
*	様	

※ 契約を前提として説明を行った場合は、説明を受けた者の署名を求める。

別添1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等

1 事業主体が当該都道府県 介護サービスの種類	有無	主な事業所の名称	iする他の介護サービス等 	/光号几	1/米十立
<居宅サービス>	有無	主な事業所の名称	7月1年起	併設	隣接
く居宅リー ロスク		フィルケア訪問介	神奈川県川崎市川崎区宮前町		
訪問介護	1 有	護ステーション川崎	4-12 ニューユーフォリア杉 山301		
訪問入浴介護	2 無				
訪問看護	1 有	フィルケア訪問看 護ステーション川 崎	神奈川県川崎市川崎区榎町2-2 グランフォレスト川崎	0	
訪問リハビリテーション	2 無				
居宅療養管理指導	2 無				
通所介護	1 有	デイフォレスト溝 の口	神奈川県川崎市高津区下作延5 丁目13番6号		
通所リハビリテーション	2 無				
短期入所生活介護	2 無				
短期入所療養介護	2 無				
特定施設入居者生活介護	1 有	グランフォレスト 武蔵小杉	神奈川県川崎市中原区下沼部 1894番2号		
福祉用具貸与	2 無				
特定福祉用具販売	2 無				
<地域密着型サービス>		T		1	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 無				
夜間対応型訪問介護	2 無				
地域密着型通所介護	2 無				
認知症対応型通所介護	2 無				
小規模多機能型居宅介護	2 無				
認知症対応型共同生活介護	2 無				
地域密着型特定施設入居者生活介護	2 無				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2 無				

看護小規模多機能型居宅介護	2 無				
---------------	-----	--	--	--	--

居宅介護支援	1 有	フィルケア居宅介 護支援ステーショ ン川崎	神奈川県川崎市川崎区宮前町 4-12 ニューユーフォリア杉 山301	
<居宅介護予防サービス>	L	'	<u> </u>	
介護予防訪問入浴介護	2 無			
介護予防訪問看護	1 有		神奈川県川崎市川崎区榎町2-2 グランフォレスト川崎	0
介護予防訪問リハビリテーション	2 無			
介護予防居宅療養管理指導	2 無			
介護予防通所リハビリテーション	2 無			
介護予防短期入所生活介護	2 無			
介護予防短期入所療養介護	2 無			
介護予防特定施設入居者生活介護	1 有	グランフォレスト 武蔵小杉	神奈川県川崎市中原区下沼部 1894番2号	
介護予防福祉用具貸与	2 無			
特定介護予防福祉用具販売	2 無			
<地域密着型介護予防サービス>	>	1		
介護予防認知症対応型通所介護	2 無			
介護予防小規模多機能型居宅介護	2 無			
介護予防認知症対応型共同生活介護	2 無			
介護予防支援	2 無			
<介護保険施設>	T		T	
介護老人福祉施設	2 無			
介護老人保健施設	2 無			
介護医療院	2 無			
<介護予防・日常生活支援総合事	¥>	7 , 1		
訪問型サービス	1 有	護ステーション川 崎	神奈川県川崎市川崎区宮前町4-12 ニューユーフォリア301	
通所型サービス	1 有	デイフォレスト溝の口	神奈川県川崎市高津区下作延5丁目13番6号	

その他生活支援サービス	2 無		

別添 2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特別	尼施設入居者生活介護(地域密着			在十二十 ,	h 7 lb 18 m		2 なし	
		特定施設入居者生活介 護費で、実施するサービ	個別の利用料金で、実施 (利用者が全額負担)	極するサー l 包含※2	ten state on a		備考	
介書	- ・サービス	ス(利用者一部負担※1)		包占※2	和及※2	料金※3		
/								
	食事介助	2 なし	2 なし					
	排泄介助・おむつ交換	2 なし	2 なし					
	おむつ代		1 あり		0	実費	パンツタイプ、パッド含む	
	入浴(一般浴)介助・清拭	2 なし	2 なし					
	特浴介助	2 なし	2 なし					
	身辺介助 (移動・着替え等)	2 なし	2 なし					
	機能訓練	2 なし	2 なし					
	通院介助	2 なし	1 あり		0	550円 (15分)	協力医療機関は月額利用料に含むその他の医療機関は都度払い	
	口腔衛生管理	2 なし	2 なし					
生剂	5サービス ┏━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━━							
	居室清掃	2 なし	2 なし					
	リネン交換	2 なし	1 あり		0	4,400円 (月額)	週1回実施 (寝具レンタル代、リネンサプライ代含む)	
	日常の洗濯	2 なし	1 あり		0	5,500円 (月額)	週3回実施	
	居室配膳・下膳	2 なし	2 なし					
	入居者の嗜好に応じた特別な食事		1 あり		0	実費	内容に応じた料金	
	おやつ		2 なし					
	理美容師による理美容サービス		1 あり		0	実費		
	買い物代行	2 なし	1 あり		0	1,100円 (1回)	・通常買物店(パレール、セブンイレフン川崎市役所前店) ・通常買物店以外は550円(15分)	
	役所手続き代行	2 tal	2 なし					
	金銭・貯金管理		2 なし					
健原	東管理サービス 「		1			実費	年2回実施	
	定期健康診断		1 あり		0	大貝	平 2回天施	
	健康相談	2 なし	2 なし					
	生活指導・栄養指導	2 なし	2 なし					
	服薬支援	2 なし	2 なし					
	生活リズムの記録(排便・睡眠等)	2 なし	2 なし					
入i	₿院時・入院中のサービス 					EEOIII	川峽区内	
	入退院時の同行	2 なし	1 あり		0	550円 (15分)	川崎区内	
	入院中の洗濯物交換・買い物	2 なし	2 なし					
	入院中の見舞い訪問	2 なし	2 なし					

入居日までに支払う費用の内容

入居前の調整準備、引越・居室内生活環境整備の支援のため。入居準備費用として 110,000円 (内消費税10,000円)をお支払いいただきます。

介護居室等から他の介護居室への住み替え

1. 事業者からの申出による住み替えの場合

事業者は、入居者に対してより適切な介護を提供するために必要と判断する場合には に基づくサービスの提供の場所を目的施設内において変更する場合があります。この 業者は居室の住み替え等により、入居者の権利や利用料金等に関し本契約に重大な変 る場合は、次の各号の手続きを行います。

- ①事業者の指定する医師の意見を聴く
- ②入居者の意思を確認する
- ③入居者の身元引受人の意見を聴く
- ④緊急やむを得ない場合を除いて一定の観察期間を設ける
- ⑤住み替え後の居室及び介護等の内容、権利の変動、占有面積の変更に伴う費用負担 について入居者及び身元引受人に説明を行う。
- ⑥入居者の同意を得る。

居室の利用権は当初の居室から新しい居室に変更となります。

この場合、居室の清掃費及び原状回復費はございません。

前払金の精算については、現居室の償却残額を、同じ期間入居した場合の住み替え後 却残額に合わせるものとします。現居室の償却残額より、住み替え後居室の償却残額 少ない場合は、その差額をお支払いします。ただし、現居室の償却残額より、住み替 の償却残額のほうが多い場合は、その差額は頂きません。

2. 入居者からの申出による住み替えの場合

事業者は、入居者から目的施設内におけるサービス提供の場所の変更の申出があったの申出が施設運営上、支障が出る場合を除き、入居者の申出を認め、サービス提供場を行う場合があります。なお、入居者からの申出は指定の書式にて行うものとします居室の利用権は当初の居室から新しい居室に変更となります。

また、居室の変更による契約プランの変更は致しません。この場合、入居者は居室の び原状回復費を負担しなければなりません。

前払金の精算については、現居室の前払金償却残額を、同じ期間入居した場合の住み室の前払金償却残額に合わせるものとします。現居室の前払金償却残額より、住み替の前払金償却残額のほうが少ない場合は、その差額をお支払いします。また、現居室償却残額より、住み替え後居室の前払金償却残額のほうが多い場合は、その差額を徴してお支払い頂きます。

提携ホームへ住み替える場合

事業者は、入居者から事業者が運営する他の施設へのサービス提供の場所の変更の申た場合、その申出が施設運営上、支障が出る場合を除き、入居者の申出を認め、事業する他の施設へのサービス提供場所の変更を行う場合があります。なお、入居者から指定の書式にて行うものとします。

変更にあたっては、目的施設における全ての契約を解約し、変更を希望される施設で始まるは、工匠と表示。日本の利用物は用物でおける日本は、変更を希望される施設で

| 約を締結して具く事で、店至の利用権は現施設における店至から、新しい施設におけ変更となります。

この場合、入居者は、居室の清掃費及び原状回復費を負担しなければなりません。前算については、現施設における居室の前払金償却残額を、同じ期間入居した場合の住施設における居室の前払金償却残額を、同じ期間入居した場合の住地設における居室の前払金償却残額のほうが少ない場合は、をお支払いします。また、現施設における居室の前払金償却残額より、住み替え後施る居室の前払金償却残額のほうが多い場合は、その差額を徴収差額としてお支払い頂償却年数については、住み替え後施設における居室の償却年数に合わせるものとし、後施設における居室の償却年数とします。ただし、この申出時に先に定める償却期間を超えている場合、住み替え変更の申出はお受けできま

①入居に関する要件 解約条項 [事業者の契約解除事由]

- 1. 事業者は、入居者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことにより本契約をこ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、 本契約を解除することがあります。
- (1)入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
- (2)月払いの利用料その他の支払いを正当な理由なく、しばしば遅滞するとき
- (3)入居契約書第3条(目的施設の終身利用契約)の規定に違反したとき
- (4)入居契約書第20条(禁止又は制限される行為)の規定に違反したとき
- (5)入居者の行動が、他の入居者又は従業員の生命に危害を及ぼし、又は、その危害(した恐れがあり、かつ有料老人ホームにおける通常の介護方法及び接遇方法ではこれにすることができないとき
- 2. 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は書面にて次の各号に掲げる手続行います。
- (1)契約解除の通告について、90日の予告期間をおく
- (2)前号の通告に先立ち、入居者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける
- (3)解除通告に伴う予告期間中に入居者の移転先の有無について確認し、移転先がなには入居者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について する
- 3. 第1項5号によって契約を解除する場合には、事業者は書面にて前項に加えて次の 及び第2号に掲げる手続きを行います。
- (1)医師の意見を聴く
- (2)一定の観察期間を置く
- 4. 事業者は、入居者及び身元引受人等が次の各号のいずれかに該当した場合には、> までの定めに関わらず、催告することなく本契約を解除することができます。
- (1)入居契約書第47条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が半き
- (2)入居契約締結後に反社会的勢力に該当したとき
- (3)入居契約第20条(禁止又は制限される行為)第1項第7号から第9号までの各号に 行為を行ったとき

[入居者からの契約解除]

1. 入居者は、事業者に対して、少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本 約することができます。解約の申し入れは事業者の定める解約届を事業者に届け出るも す。

- 2. 入居者が、前項の解約届を提出しないで居室を退去した場合は、事業者が入居者の 実を知った日の翌日から起算して30日目をもって本契約は解約されたものと推定します
- 3. 入居者は、事業者又はその役員が次の各号のいずれかに該当した場合には、前2項 関わらず、催告することなく、本契約を解約することができます。 (1)第47条(反社会的勢力の排除の確認)の各号の確約に反する事実が判明したとき
- (2)本契約締結後に自ら又は役員が反社会的勢力に該当したとき

、本契約 場合、事 更が生じ

の増減等

居室の償 のほうが え後居室

場合、そ 所の変更

清掃費及

替え後居 え後居室 の前払金 収差額と

出があっ 者が運営 の申出は

新たな契

払み前そ設き住年申せかるを登払のにまみ齢出んのえる差おす替)が。

:h

の切迫 を防止

続きを

い場合 で協力

第1号

本条前項

川明したと

こ掲げる

、契約を解 」のとしま)退去の事 -。

₹の規定に